（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	［同上］
［一～五十六　略］	［一～五十六　同上］
五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪	五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪
［五十八～六十　略］	［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第一条　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第一条**　［同上］
［一～五十六　略］	［一～五十六　同上］
五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪	五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪
［五十八～六十　略］	［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）
第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。	**第一条**　［同上］
［一～五十六　略］	［一～五十六　同上］
五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪	五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪
［五十八～六十　略］	［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請等）	（登録の申請等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　役員に係る次に掲げる書類	三　［同上］
イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、国籍等（同法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七条第一項第一号において同じ。）が記載されたものに限る。）	イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。）
［ロ・ハ　略］	［ロ・ハ　同上］
［四・五　略］	［四・五　同上］
3　［略］	3　［同上］